

平成 28 年度第 1 回役員会議議事録

- 1 日時 平成 28 年 7 月 10 日(日) 午後 2 時 4 5 分～3 時 3 0 分
- 2 場所 みなかみ町藤原 3839-1
宝台樹スキー場 カフェテリア ペガサス
- 3 出席者 JA1SVP JH1NDM JA1UJP JE1ICU JE1SYN JF1EKQ
JG1MDD JH1CZK JH1EPK JH1HIC JH1QVW JH1SDG
JI1KAV JJ1JCW JK1WHN JN1JVK JO1EOW JP1SFZ
JQ1IKE JR1IGA 7K2MGX 7M3RMD 7M4VHS

4 議事概要

(1) JARL 群馬県支部規程について

さきにメールで配付していた規程案(別添)を原案どおり承認した。

(2) 支部大会について

- ・参加者(受付者)数 146 人、アイボール 10 アワード発行数 8
- ・ハムの集いでも前夜祭を実施するかとの質問があった。
――>実施しないこととした。
- ・20 人以上であればスキー場の従業員宿舎を 1 人 1 泊 3000 円で提供が可能とのことなので次回にはその旨案内する。
- ・クラブ展示等を行っている入口側は午前中日ざしが強く暑いので大会を行う側と交換したらどうか。
――>中に余裕があるので次回は少し中側に移動してみる。
- ・無線誘導を利用する局がほとんどいなかったので次回からやめてもよいのではないか。
――>ゲレンデ下付近の道路に案内板を置き、無線での誘導は実施しないこととした。

(3) 技術講習会について

- ・「MAMANA によるアンテナシミュレーション講習」、「PC・CW インターフェースの製作」、「ニューカマーセミナー」等の意見があった。
ハム人口の減少が激しく免許を持っていない人を勧誘することも大切なので、今までのような初心者向けのセミナーに加え、そういう人たち向けのセミナーも含めどのようにするかチームで検討することとなった。

(4) その他

- ・JARL 認定モールス電信技能認定実技試験をしばらくやっていないので実施したらどうか
――>支部大会やハムの集い会場での実施は難しいので別途行うことで検討する。

(以上)

(別添)

J A R L 群馬県支部規程（案）

第 1 条

この規程は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（以下、「JARL」という。）群馬県支部の組織及び運営等を定める。

第 2 条

本支部は、JARL群馬県支部という。

第 3 条

本支部は、事務所を支部長宅に置く。

第 4 条

本支部は、群馬県に住所を有するJARL定款第 6 条第 1 号から第 4 号までに該当する会員（以下、「会員」という。）をもって構成する。

第 5 条

本支部は、会員相互の友好を増進することにより、JARLの目的達成に寄与することを目的とする。

第 6 条

1 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)会員相互の親睦を目的とした交流会の開催
- (2)アマチュア無線に関する講演会、研究会、親睦会、競技会等の開催
- (3)その他本支部の目的を達成するために必要な事業。

2 前項各号の事業は、関東地方本部の調整のもとに他支部と共同して実施することができる。

第 7 条

1 本支部に次の役員を置く。

- (1)支部長 1 名
- (2)副支部長 1 名
- (3)会計幹事 1 名
- (4)監査指導委員長 1 名
- (5)運営委員(監査指導委員含む)

2 役員は、本支部のJARL定款第6条第1号に該当する会員の中から支部長が選任する。

第8条

- 1 支部長は、会員を把握し支部業務を掌握する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が不在の時はその職務を代行する。
- 3 会計幹事は、支部の会計及び財産に関する業務を掌握する。
- 4 監査指導委員長は、監査指導委員を統括し監査指導業務を遂行する。
- 5 運営委員は、支部業務を分担する。

第9条

- 1 役員の任期は2年とし、改選は支部長と同時期とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中に選任された役員の任期は、選任時の支部長の任期の満了する時までとする。

第10条

会議は役員会及び登録クラブ代表者会議とする。

第11条

- 1 役員会は、支部長が必要と認めるときに招集し、本支部の業務の執行に必要な事項を決定する。
- 2 役員会の議長は、出席した役員の中から支部長が選出する。
- 3 役員会の決議は、全役員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条

- 1 登録クラブ代表者会議は、支部役員及び登録クラブ代表者で構成し、支部事業に関する連絡調整、意見交換等を行う。
- 2 登録クラブ代表者会議は、支部長が必要と認めるときに招集し、支部長が議長を務める。

第13条

支部長は、軽微な事項または緊急やむを得ないと判断した場合、書面または電子メールをもって会議に替えることができる。

第14条

本支部の経費は、関東地方本部から交付される支部費等をもって支弁する。

第 15 条

この規程の改廃は、役員会の決議をもって行わなければならない。

(附則)

この規程は、平成 年 月 日から施行する。